街頭検査

関東運輸局管内の運輸支局では独立行政法人自動車技術総合機構及び警察等関係機関と連携して、主に一般道路及び高速道路を運行している自動車を対象に、点検整備の必要性についての保守管理意識の高揚を図りつつ、これらの自動車が安全・環境基準(保安基準)に適合しているかどうかの街頭検査(主に外観関係、灯火関係、排出ガス関係、騒音関係)を行っています。同時に、原動機に悪影響を及ぼす不正軽油使用を防ぐため軽油燃料の抜き取り測定も随時行っています。

その結果、整備不良車、不正改造車及び不正軽油使用等の保安基準不適合車両に対しては、基準に適合させるよう自動車使用者に整備等を命じる措置等を講じています。

このように、街頭検査は、整備不良車、不正改造車及び不正軽油を排除することにより、交通事故の減少や排出ガスによる大気汚染の防止等に大きく寄与しています。

また、暴走族等が使用している不正改造車は危険性が極めて高く、騒音も規制値を 大幅に超えているなど、道路の利用者や沿道の住民に多大な迷惑をかけて社会的に大 きな問題となっていることから、これらの自動車を排除するため「年末から年始にか けて暴走する初日の出暴走族」及び「深夜に首都高速道路を暴走するルーレット族」 等に対し、特別街頭検査を実施しています。

関東運輸局管内の過去3年間の路上街頭検査実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	7 3	7 0	1 0 7
検査車両数	2 4 4 7	2 3 5 4	2613
不良車両数	4 4 7	3 3 7	3 5 2
整備命令件数	2 0 9	2 0 0	2 0 4

深夜早朝等における路上特別街頭検査実施状況(内数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	1 3	1 5	1 9
検査車両数	3 0 4	4 7 8	5 2 7
不良車両数	188	1 7 4	1 5 8
整備命令件数	1 3 0	1 4 9	1 2 8

(深夜街頭検査の風景)



